

機一二 我國に於ける社會政策は漸々と發達に向つた。

然し、勞働組合法、社會保險法等の基本的社會立法は未だ制定せられぬに先立ち、一九二九（昭和四年）に勃發せし世界經濟恐慌の激化による社會政策の世界的衰退に對應して、我國の社會政策も亦漸次衰退に向つた。

工場法の實施を契機とする「慈惠」政策より社會政策への轉換の時代は同時にまた勞働問題激化の時代となり、社會問題の中心は漸く勞働問題となつた。勞働運動の昂揚は明かに資本家階級に対する脅威となり、一部の資本家達は遂に勞資の協調と人格の對等主義を唱へるに至つた。茲に於て、社會政策は為政家の對象となり、學者・研究者より實行家の問題となつた。政府及び諸公團體は種々の調査に着手し、政府各府縣大都市は或は社會局を

或は社會課、勞働課を設置するに至つた。斯くて大正八九年頃を境として、明らかに我國の社會政策は現實に樹立され人とする形勢を示した。種々の諸問案や法案の設計案が出來た。救濟事業調査會に代つて社會事業調査會が設置され、職業紹介事業も漸々と發達してさだ。斯かる社会的状勢の下に、政府當局と民間實業家との合意によつて、社會政策の研究調査を行ひての實行を期す人協調會であつた。從つて、協調會活動の客觀的條件は既に成熟し、課せられた了任務は極めて大きく、朝野の期待も亦大なるものがあつた。社會政策的見地より、勞働組合法の制定問題を初めとして、明治三十三年勞働者の團結権及び罷業権を禁壓する目的を以て制定せられた